

# 修徳社考

松田憲樹



修徳碑

精華町大字菅井小字西ノ辻一番地に天王神社の境内がある。石段を登ると石の鳥居がある。柱に「正徳六丙申歳三月吉祥日建立」と彫られている。右手の方、樹木の影に石碑が建てられている。自然石（高さ一メートル四十八センチ、横一メートル、厚さ三十センチメートル）で台石（地上高四十七センチメートル、縦八十センチメートル、横一メートル三十七センチ）の上に置かれている。碑の表面には「修徳碑」と、裏面には「夙憂道義之類廢明治十八年設修徳社明倫正名今茲同志相謀釀金建碑於氏神之側以記其来由傳美千載者所以勸奨其修徳於後人也 明治三十一年十月 社長松田彌三郎謹誌 堀池熊次郎 堀池奈良松 堀池宇之松 大賀萬吉 岡崎甚之助 大賀松之助 堀池常太郎 津川常次郎 福井熊蔵 松元忠蔵」と刻まれている。台石には「正社中 井上〇〇 井上豊松 堀池甚次郎 井上岩

次郎 井上松太郎 井上寅吉 井上千松 村松菊松 大賀吉之助 井上吉太郎 松元庄太郎 村上庄之助 藤川  
嘉太郎 村田已次郎 村田幹太郎 堀池末次郎 西田岩太郎 井上留吉 村上仙松 福井太郎 玉置富太郎 松  
元富蔵 井上市太郎 井上直次郎 井上龍太郎 井上○次郎 堀池長松 岡崎淺吉 村田郁四郎 村田謙次郎  
松元徳松 井上辰次郎 福井芳太郎 村上常太郎 松元音吉 堀池○太郎 村上亮次郎 井上菊松 村上文次郎  
村上為蔵 玉置○三郎 松田嘉平 松元繁造」と刻まれている。

碑文に曰く、夙に道義の頽廢を憂ひ明治十八年修徳社を設け倫を明らかな名を正し今茲に同志相謀り金を醸し氏神之側に於て碑を建て其の由来をしるすを以て美千載に傳える者其の修徳於後人に勸奨の所以也とある。即ち石碑の建設は社を創立して以来十三年を距て明治三十一年になり初期の目的が叶い、その推進力になった修徳を後世の有意の人に勧め奨励するにあるといっている。その修徳とは、二宮尊徳（一七八七年〜一八五六年）が幕府に招かれて農村復興、開拓に従事し勤儉力行の報徳主義によって農村を救済した。その門人岡田良一郎が報徳主義に基いて報徳社規則案を建議し、駿河、遠江、相模の三国で実施し好成績であったと聞き、報徳社規則案一部を請い、その方法を参酌し菅井村に適するよう修徳社という名称をつけ、徳義勤儉の美風を養成し道義の頽廢を報徳主義の実践によつて復興を図つたと記されている。

修徳社の創設を企図した当時の時代背景を考察すると、幕府が大政奉還し、明治維新となり鳥羽伏見の戦いが起こり版籍奉還の政変の動乱期、明治三年（一八七〇年）九月の暴風雨により木津川西岸の吐師堤から菅井堤の堤防が洪水により崩壊し決潰した。木津川に注ぐ藤木川、堀池川もまた氾濫し決潰した。濁流が家屋浸水、農作物流失、田畑が悉く皆荒地となった。堤防破壊に復旧工事をと太政官代、後の京都府御庁へ出願に及んだ。実地

検分のみで沙汰なし、翌四年二月京都府役人出張になり復旧工事が行われた。役人と土方工夫百余名の宿所に菅井村中の家や土蔵納屋の提供をさせられた。また布告により近隣村からも日銭勘定の土持人足が、弁当持参で男女大勢参加していた。

菅井村費工事の堤防、橋梁、水路、道路の復旧工事の多額の負担と荒地となった田畑の開拓復旧に精魂使い、嵩む負債のため倒産する農家が続出し、田畑競売の掲示が各所に張り出される有様であった。人心は復旧工事入足の日銭で儲けた金で墮落、奢侈の風に染まり、農事本業に勤勉質樸の風習が嫌われ、惨禍にかかった田畑の開発に奮起する者甚だ少ない。また従来からの慣習である飲食会は講として十余りあった。当番は月ごとに廻り、それも年を逐うて飲酒が増長し、風紀の乱れと奢侈を競う傾向にあり、当屋になれば、饗宴準備に忙殺されていた。加えて風水害による堤防復旧工事に多数の人夫を村中宿所で抱えたことによる、賭博遊戯の悪習が蔓延し、なかには詐欺賭博で高利借金し、墮落の道に入り、正業に手がつかぬ者も続出する始末であった。

村民の疲弊を救済するために同志の者相謀り、当時名の知れた報徳主義の開祖二宮尊徳先生の教えを基にと、先生は通称金次郎、相模国栢か山村酒匂川の洪水で堤が破れ村流亡し、田圃一畝も残らず悉く石河原となる水害に罹り、艱難辛苦して再興し、その苦節の中に生まれた先生の教え報徳の思想、報徳主義こそが村民を救う道であると相談がなつた。

明治十八年四月、静岡県佐野郡倉真村に徳実家岡田良一郎氏を訪ね教えを乞うた。

報徳主義とは、分度と推譲の道を定め浪費を節減し余剰を儲積し済衆の資に備えるは、国を興し民を安ずる所以の法である。故に分度一たび確立する時、生財湧くがごとく、いかなる衰家衰国といえども興復するものであ

る。分度を財政の基礎とし、推譲をもつて仁沢を施し興国安民の道を行う、分度とは経済の法なり。推譲とは道徳の教えなり。

分度とは分に従つて度を立てる、天分に依つて歳入を量り歳入に依つて歳出を節制する、これを分度を立てるという。既往十年間の収入を通計し平均数を以て天分と定める。この天分を基礎とし収入の範囲において歳出を制する。歳出を制するには天分の収入を折半し、その一半をもつて分内と定め、その一半をもつて分外とする。分内は暮らし向き一切の費用にして、經常費と臨時費とに区分し、分外はその五分を自讓の資とする。即ち歳入四分の一を他に推し讓るなり、天分を約し分内と定めて分外の財によつて他讓の資を起すは、報徳の法において貴とする所以である。かくして未来十年に及べばその経過したる十年の実収入を平均し、その平均数を以て分度を改正して第二節の分度となし、毎十年改正して分内を増進する。既往の収入多き時は分度増し、寡きときは分度減ずる、既往の十年の盛衰増減によつて未来十年の軌跡を定め、益々富むも益々他讓の資を増倍する、恩恵の及ぶところ際限なく、天分の一半を分内と定め一半を分外としてその分の五分を他讓の資として備へる。人あるいはこれを難事という、しかし四分の一を余して蓄積するは昔より王政の定めるところ、なすべからざることにあらず。富豪より人民に至るまで、この法をもつて推譲を行ひ年を積ねれば、いかなる凶旱水溢がありといえども救ふこと、べからざるなし。

要約すると分度の精神は、生計を節し余財を讓り財産を殖し、公益を起す勤めにして、その徳によつて間接直接に歳入を豊足し、益々財産を強固にして幸福安寧を得るにある。

報徳の教を尊信して有志団結の道を行うものこれを報徳の結社という。勤儉を励め奢侈を戒め善行を賞し荒蕪

を開き山林を殖し道路を通じ水利を便にして、世道人心を裨益すること尠くない、教を實行し怠らないのは結社より善い法はない、結社すれば社員互に相精勵競進して、他の督勵なくとも風を改め俗を易するものである。

かくして報徳社規則案一部を得て、この範をとりその方法を參酌して、名称を修徳社規則と定め修徳社を組織する次第となつたが、当時は民間の集會結社は禁止されていた、村内にも反対の声があつた、避けることのできない障碍である、村民の危急を救うために屈せず撓まずその目的遂行に邁進した。

明治十八年十月村中總會を開きこれを評論協議された、規則書成立修徳社と稱することになつた、修徳社總會の上役員定る、社長松田弥三郎、幹事井上伊八、村上長松、評議員松本久四郎、松田龜次郎、松本長次郎、井上弁之助、岡崎徳松、會計堀池喜七、書記松本豊次郎。

同年十一月五日宝住寺に社員四十余名出席し、修徳社開會式が舉行された、修徳社創立当時の主意書は次の通りである。

### 修徳社主意書

抑も当村有志者申合せ修徳社を創設せし所以は、

第一は社会の風俗浮薄に流れ利欲に迷ひ徳義を失するの徒も少からざるにつき、専ら推讓の道を心掛け厚く徳義を立て、家内和合は勿論一村和睦争訟詐偽等の事はなく風俗淳美ならしむる事。

第二は明治の開化に生れ旧來無知矇昧の慣習を固守し知識の發達せざるより、公利起す能はず公益開く可らず或は邪智奸民の為に欺罔せられて、不測の損害を被り身を失し家を亡すの類少からざるを以て、眞理を開き眞智を



天王神社の舞殿に飾られた修徳碑記

研き国家の公益を起す事。

第三は文明の余弊に依り奢侈怠惰の徒相増し。

職業を粗にし座食を図り借財相嵩み破産するものも少からざるに付、是等の悪弊を誡め各本業を勉強し、常に其利害得失を研究し、社員一同富盛の基本を確立する事。

則、修徳、開智、致富、を以て本社成業の目的とし、教を開き、業を務め、必幸福永安の法を子孫に貽さんと一同企望候に付、今般修徳社を組織し社則を議定せり、自今修徳社社員たるべき者は、必ず此規則を守るべく仍て詳細序列する処は別紙規則書にあり。

#### 修徳社規則書

##### 第一章 目的

第一条 本社ハ広く道義ヲ修メ専ラ分度ト推讓ノ道ヲ心掛ケ信義ヲ固クシ

#### 礼節ヲ守リ

今上天皇ノ隆徳ヲ奉祝シ祖先父母ノ恩徳ニ報ユル事

第二条 殖産興業ノ發達ヲ図リ社会ノ公益ヲ増進スルヲ務ムル事

第三条 職業ト分限トニ從ヒ家業ヲ勤メ儉約ヲ行ヒ修身齊家ヲ旨トスル事

#### 第二章 名称及位置

第四条 本社ハ修徳社ト称ス

第五条 本社ハ事務所ヲ菅井ニ番戸ニ置ク

### 第三章 組織

第六条 本社ハ何人ヲ論セス主義ヲ同フスル者ハ入社ヲ許ス

第七条 本社ニ裨益アリ社会ニ名望アル者ハ名譽社員ニ推薦ス

第八条 本社ニ対シ特ニ功劳アルモノハ特別社員ト為ス

但名譽社員及特別社員ハ社長之ヲ撰定ス

第九条 本社々員ニハ社員ノ徽章ヲ贈ル

第十条 社員ハ善種金ト称シテ毎月金壹錢宛ヲ十ヶ年間本社ニ納ムヘシ

但善種金ハ本社経費ニ充テ残金ハ貯金ニ預ケ込ムヘシ

第十一条 社員ハ年長者ニ敬礼ヲ篤フシ互ニ忠実ヲ旨トスヘシ

### 第四章 役員

第十二条 本社ニ左ノ役員ヲ置ク

社長一名 副社長一名 幹事一名 評議員六名 会計委員一名 書記三名

### 第五章 撰舉

第十三条 社長ニ推薦スヘキ人ハ年齢三十歳以上ニシテ社会ニ名望アリ本社ニ裨益アル人ヲ社ノ内外ヲ論セス役員会ノ決議ヲ以テ推薦ス

第十四条 副社長及幹事ニ撰擧スヘキ者ハ年齢三十歳以上ニシテ役員会ニ於テ撰擧シ社長ノ認可ヲ受クヘシ

第十五条 評議員及会計委員ニ撰擧スヘキモノハ年齢二十五歳以上ニシテ社員ヨリ撰擧シ社長ノ認可ヲ受クヘシ

第十六条 社長及副社長ノ任期ハ四ケ年トシ満期再撰スルモ妨ナシ

第十七条 幹事及評議員并会計委員ノ任期ハ二ケ年トシ満期再撰スルモ妨ナシ

第十八条 書記ハ社長之ヲ定ム

## 第六章 職務権限

第十九条 社長ハ本社全般ノ事務ヲ總提ス

第二十条 副社長ハ社長ノ職務ヲ佐ケ社長アラサル時ハ之ヲ代理ス

第二十一条 幹事ハ社員ノ不正者ヲ矯正シ篤行者ヲ鳴声シ及本社ニ係ル事務ヲ管理ス

第二十二条 評議員ハ社員ヲ分掌監督シ事務ヲ評定ス

第二十三条 会計委員ハ本社ノ会計ヲ掌ル

第二十四条 書記ハ本社ニ係ル一切ノ記録ヲ掌ル

## 第七章 会議

第二十五条 本社ノ会議ヲ分テ四トス

一定期会 二臨時会 三役員会 四夜学会

## 第八章 賞罰

第二十六条 社員ニシテ神仏ヲ侮シ朝政ヲ誹議シ怠惰奢侈ノ徒ハ訓戒ヲ加ヘ悔悟ノ実アルニアラサレハ退社ヲ命



ス

第二十七条 社員ニシテ名譽ヲ毀損シ又ハ社則ニ背キ義務ヲ果サザル者ハ訓戒ヲ加ヘ悔悟セサル者ハ退社ヲ命ス

第二十八条 本社及社会ニ対シ特別ノ功勞アルモノハ金製銀製銅製等ノ賞牌ヲ贈ル

第二十九条 本社ニ勤務シタル者ハ賞状又ハ賞品ヲ贈ル

第三十条 本社ニ勤務シタル者ハ賞状又ハ賞品ヲ贈與ス

#### 第九章 恤救

第三十一条 非常遭難者ヘ金品ヲ救恤スル事

第三十二条 貧窮者及不具者教育并活路ヲ図ルニ救恤金ヲ與フル事

#### 第十章 雜則

第三十三条 賞罰規程會議規程會計規程其他本社ノ處務ニ必要ナル規定ハ役員会ニ於テ議定ス

第三十四条 社員事故ニヨリ退社ヲ申出ルトキハ之ヲ許ス

第三十五条 此規則ヲ改正又ハ加除セントスルトキハ五名以上ノ同意ヲ以テ申出ルトキハ議定スヘシ

#### 修徳社会議規程

第一条 定期会ハ毎月三回（五日十五日二十五日）之ヲ開ク

第二条 會議ノ時間ハ午后六時ヨリ同十時迄トス

但時宜ニ依リ会長之ヲ伸縮ス

第三条 定期会ハ討論演說談話トシ左ノ事項ヲ議ス

- 一 本社ノ規則ヲ設ケ改正加除スル事
  - 一 本社基本財産ノ處分
  - 一 一部内ノ弊風ヲ改良シ社会ノ福利ヲ増進ニ勤ムル事
  - 一 重要ナル法令ノ研究及其解釋
  - 一 殖産興業ノ發達ヲ計ル事
  - 一 修身齊家勸業衛生等ノ演說并談話会
- 第四条 役員会ニ議スヘキ条件左ノ如シ
- 一 社費ヲ以テ支辨スヘキ経費ノ豫算并収入決算ノ認定
  - 一 本社ニ係ル規程ヲ設ケ並改正加除スル事
  - 一 社員ノ賞罰並進退ニ係ル件
  - 一 其他本社ニ係ル必要ト認ムル件
- 第五条 臨時会ハ時ニ臨ミ社長ニ於テ必要ト認ムル時ハ會議ニ附ス
- 第六条 總會会长ハ副社長及幹事ヲ以テ會長ト為シ役員会ハ社長ヲ以テ會長トス
- 第七条 會議ノ議案ハ總テ社長ヨリ發ス
- 第八条 演說ヲ為サントスル者ハ會員ノ内外ヲ問ハス總テ社長ノ承諾ヲ得ヘシ
- 第九条 會議ノ議決ハ會長ノ認可ヲ受クヘシ若シ社長ニ於テ認可スヘカラストスルトキハ總會ノ決議ハ役員会ニ一附シ役員会ノ議決ハ總會ニ附ス

第十条 開会ノ当日ハ其社員必ス出席スヘシ若シ遅參不參等スル時ハ其旨届出ヘシ  
第十一条 會議ハ渾テ二次会ヲ以テ議決ト為ス

#### 修徳社夜学会規程

第一条 本会ハ修徳社夜学会ト稱シ農閑ヲ以テ開校ス

第二条 義務教育完了セサル者及年齢三十歳以下ノ者ヲ以組織ス

但女子ト雖十五歳以下ノ者ハ入學ヲ許ス

第三条 役員ハ修徳社々員中ニテ時ニ之ヲ命令ス

第四条 會長ハ社長之ヲ兼ネ幹事一名教授掛三名トス

第五条 夜学会員ハ授業料ヲ要セス故ニ什器破損セシ者ハ之ヲ辨償セシム

#### 處務規程

第一条 正社員ニハ社員ノ徽章ヲ贈ルヲ以テ退社ノトキ返納スヘシ

第二条 本村内居住者ニシテ年齢十五歳ニ及ヘハ入社ヲ許シ正社員ト為ス

第三条 本村内居住者ハ二十年間正社員トシテ勤務スルノ義務ヲ有ス

第四条 社長ハ左ノ帳簿ヲ製シ詳細記載スヘシ

一 社籍簿

一 辞令証並賞罰基帳

一 本社規則並規定

第五條 幹事ハ左ノ帳簿ヲ製シ詳細記載スヘシ

一 社員進退記載帳

一 役員名簿並分掌人名簿

一 器具諸物品記載帳

一 處務件名録

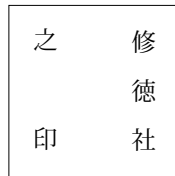
一 諸帳簿目録

第六條 本社ハ左ノ印章ヲ支用ス

六分角



一寸角



第七條 書記ハ社長ノ命ニ從ヒ諸務ニ從事シ諸記録ヲ保存ス

### 會計規程

第一條 社員ハ規則第十條ニ依リ毎月五日限り善種金ヲ會計係ヘ差出スヘシ

第二條 善種金トシテ一時金壹円ヲ出金スル者ハ月掛金ハ免除ス

第三條 中途ニシテ入社スルモノハ善種加入金トシテ拾五歳ヨリ積立タル高二應シ一時出金スルモノトス

第四条 善種金ハ退社スト雖下戻シヲ為サス

第五条 本社ノ費用ニ不足スルトキハ總會ノ決議ヲ以テ社員ヨリ徴収ス

第六条 會計係ハ左ノ帳簿ヲ製シ金額ノ収支詳細記載スヘシ

一 善種金徴収基帳

二 經費支拂簿

三 貯金預込帳並基本金基帳

四 諸物品買入帳

第七条 會計ニ係ル書類ニハ左ノ印章ヲ使用スヘシ

四	修徳社
分	
角	會計印

第八条 會計係ハ毎年一月前年ノ諸拂ヲ為シ正副ニ通ノ帳簿ヲ製シ社長ニ差出シ役員會ノ認定ヲ受クヘシ

### 褒賞規程

第一条 本社員ニシテ道徳ヲ修メ信義ヲ守リ公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナル者又ハ公同ノ事務ニ勉勵シ勞功顯著ナル者及実業ニ精勵シ衆人ノ模範タルヘキ者ヲ表彰スル為左ノ褒賞ヲ定ム

一等金製章牌 二等銀製章牌 三等銅製章牌

第二条 品行端正特別ノ所業アルモノ又ハ本社ニ勤務シ職業ニ勉勵スルモノヲ賞與スル為左ノ賞ヲ定ム

一等 二等 三等 四等 五等

第三条 褒賞又ハ賞與ハ本人ニ限り終身之ヲ携帯ナスヲ得レトモ重罪ノ刑ニ處セラレ又ハ本社々則ニ背キ退社ヲ命シタルトキハ之ヲ沒收ス

#### 同盟書籍館規則

第一条 本館ハ菅井同盟書籍館ト稱シ廣ク書籍ヲ聚集シテ青年者ノ専ラ書籍ヲ研究シ将来ノ開明進歩ヲ図ルヲ以テ目的トス

第二条 本館ハ資本金ノ必要アル時ハ同盟員ヨリ募集シ以テ左ノ書籍雜誌ヲ購ヒ尚本館ニ必要ナル物品ヲ購求スルモノトス

一 本朝並各國ノ歴史書

二 修身經濟道德ニ関スル書

三 法例並政治ニ関スル書

四 殖産興業農業ニ関スル書

第三条 本館ニ備フル書籍雜誌類ハ相當ナル損料ヲ以テ同盟員ニ貸與スルモノトスル

第四条 本館中ヨリ投票ヲ以テ左ノ役員ヲ置ク

一 館長一人 修徳社長ヲ以テ之ニ充ツ

一 幹事一人

一 會計一人

第五條 本館役員ハ名譽職トシ無報酬トス

第六條 館長ハ本館ニ関スル諸般ノ事務ヲ處理ス幹事ハ館長ヲ補佐シ閱讀濟ノ書籍雜誌ヲ調査監督スルモノトス  
會計ハ金銭ノ受渡諸簿ヲ調製保存シ毎年三月十五日収支決算報告スルモノトス

第七條 役員ノ任期ハ三ヶ年トシ満期再撰スル事ヲ得

第八條 本館規則ヲ改正加除セントスル時ハ同盟員五名以上ノ同意ヲ以テ申出スヘシ

#### 修徳社農産物品評会規則

第一條 本会ハ村内農産物ノ改良ヲ計ランタメ毎年一月開設ス

第二條 本会ノ出品ハ左ノ如シ

米麦綿繭菜種茶蔬藁細工ノ類

第三條 出品ハ其前年ノ産物ニ限ル

但参考トナルヘキ物品ハ此限りニアラス

第四條 出品數量ヲ定ムル左ノ如シ

一 米麦等量目ヲ以テ稱スルモノハ一種ニ付一升

一 綿其他衡量ノモノハ一種ニ付百目

一 茶其他斤目ノモノハ同一斤

一 個數ノモノハ五個

第五條 出品セント欲スル者ハ前年十二月二十五日迄ニ届出ヘシ

第六條 本会ノ出品ハ成ル可ク保護スト雖避クヘカラサル事故ニテ破損紛失スルトキハ本会其責ニ任セス

第七條 出品審査ノ上優等ノモノハ褒賞ヲ授與ス

一等ヨリ五等ニ至ル

第八條 一人ニテ數種類ニ出品シ數種類トモ優等ニ位スルトキハ各其類ニ於テ褒賞ヲ得ヘシト雖同種數品ヲ出ス

モノハ其内ノ優等一品ニ限ル

第九條 出品ハ閉場后ニ非サレハ返付セス

第十條 審査委員ヲ置キ出品優劣ノ品評ヲ為サシム審査委員ハ農藝ニ熟練ナルモノヲ本会ヨリ指名ス

第十一條 審査委員ハ每品其優劣表ヲ製シ褒賞等位ヲ案シ本会會長ノ決行ヲ請フヘシ

第十二條 開会中ハ毎日午前八時ヨリ午後四時迄參觀ヲ許ス

第十三條 狂疾或ハ酩酊者ト見受クルトキハ入場ヲ許サス

第十四條 審査ハ審査確定ノ后出品人ヨリ再審ノ申出ツルモ許サス

### 農作物巡檢例規

第一條 修徳社員中巡檢委員數員ヲ置キ毎年數回実地ニ就キ作物ノ審査ヲ為スモトノトス

第二條 巡檢委員ハ各田畑作物ニ就キ其周圍ヲ一巡シ能ク鑑別シタル上左ノ方法ニヨリ點數ヲ定ムルモノトス

一 培養施肥ノ功拙



二 生育ノ良否

三 穂形其他ノ良否

四 稲藁其他ノ良否

五 収穫ノ多寡

第三条 巡検委員ハ每作物其優劣表ヲ製シ社長ニ提出スヘシ

#### 儉約方申合規約

第一条 結婚式禮（婿養子嫁娶共）ノ節親友ノ招客又ハ近隣ノ女呼（茶和酌）ヲ廃止スル事

但衣服見ト稱スル近隣ノ婦人ヲ招待スルハ此ノ限りニアラスト雖禁酒ニテ一汁一菜ニ限ル事

第二条 初老還暦年賀ト稱スル祝宴ハ断然廃止スル事就テハ慣例アル内祝ト稱スル餅配リ又ハ品物ノ贈與ハ中止スル事

第三条 出産見舞ト稱シ物品ノ贈與ハ父子關係ノ外廃止スル事就テハ宮詣リト稱シ近隣招客スヘカラス

第四条 家屋建設ハ一家族ヲシテ上棟スル能ハス多人數ヲ要スル仕事ニ限り相互ノ義務トシテ組合内手傳合フト

雖酒飯ハ一汁一菜ニ限ル事

第五条 葬祭ハ組合内互ニ手傳合フト雖渾テ禁酒トシ膳部ハ一汁一菜限リトシ本膳ケ間數義スヘカラス村内上等ノ家ト雖十五人以内ノ招客トシ退夜念佛ノ招客ハ廃止スル事

第六条 前項葬祭ノ節從來ノ慣行トシテ香料ノ供呈忌明ノ招客ハ廃止スル事

第七条 神社佛閣參詣ノ節留守見舞及帰宅ノ節ハ酒宴ノ招客又ハ土産物配布ハ廃止スル事

第八條 兵士ノ送迎ハ精神のニシテ無益ノ酒宴スヘカラス

第九條 恵比壽講又ハ製茶養蚕仕舞ノ振舞ハ勿論稻刈祝等ノ酒宴ハ廃止スルト共ニ食品ノ取遣スヘカラス

第十條 年玉及歳暮中元等ノ物品ノ贈與又ハ年酒ノ宴會ヲ廃止スル事

第十一條 諸興行ノ類一切廃止シ他村ヨリ進物招遣状又ハ諸勸進寄附ノ類謝絶スル事

第十二條 監督者ノ許可ナクシテ辻興行ノ類及無錢興行類似スルモノ催スヘカラス

第十三條 各自衣服ハ二分ニ応シ極メテ質素ヲ旨トシ奢侈ニ涉ラサル様各自注意スヘシ

第十四條 前項ノ外從來ノ悪弊ヲ矯正シ諸般ノ冗費ヲ省クニ注意スル事

第十五條 本規約ヲ永遠ニ確守スル為各自署名ス

第十六條 本規約ニ違反セントスル者アルトキハ直チニ監督者会ヲ開キ社長ニ届出テ之ヲ矯正ノ策ヲ講スルモノトス

### 賭博取締自守盟約書

第一條 賭博ヲ未崩ニ戒嚴セン為メ申合セノ上左ノ方法ヲ設ケ之ヲ實行ニ勤ムルモノトス

第二條 當村ニ於テハ賭博ニ使用スル骨牌類ノ売買スル事ヲ得サルモノトス

第三條 賭博ヲ為シ又賭博ノ為メニ家屋ヲ貸與シタル者アルトキハ組合協議ノ上其組合ヲ排斥スルハ勿論念佛講

ヲ除名スル事有ヘシ

第四條 組合内人民品行ヲ注意シ前數項ノ一二類スル者アリト認メタルトキハ其組合集會ノ上之ヲ説諭ヲ為スヘ

キモノトス又説諭ヲ復セスシテ犯者アルトキハ社長ニ届出ヘシ社長ハ總會ノ上前項ニ依リ處分ス

第五條 村内ノ者ニシテ骨牌類ヲ所持スルヲ認メタルトキハ之ヲ沒收スルモノトス

但各自所持スル處ノ骨牌類ハ今回ニ限り相當代価ニ買取ス

第六條 社長評議員組頭ハ之ヲ監督ニ任シ時々部内ニ注意シ賭博ニ疑ハシキト認メタルトキハ何時タリトモ家宅

ニ進入シ之ヲ取調ヲ為スヘキモノトス

第七條 右條項ヲ實行スル為ニ其盟約ヲ証シ各自署名捺印スルモノトス

本稿は「修徳の栞」「報徳要典」を参照